

## 「著作権審議会第 10 小委員会（私的録音・録画関係）報告書」

（平成 3 年 12 月）抜粋

## 第 3 章 国際的動向

## 第 2 節 諸外国の立法例

## 1. 報酬請求権制度の導入を行った主要国の状況

## (1) ドイツ

## 5) 報酬を支払うこととなる対象の範囲

私的録音と私的録画の双方を対象としている。私的録画に関するタイムシフティングの問題については、タイムシフティングが行われるとしても全体に占める割合は算定できないことやタイムシフティングも利用者の私益となっていることなどから、報酬請求権の対象から除外する理由とされないと考えられている。ただし、報酬額の決定に当たっては、タイムシフティングに配慮し減額している。

## 6) 報酬額の決定方法

1965 年法では、定率制であった（販売価格の 5%以内）が、1985 年法によって定額制に改められた。報酬額は、管理団体とメーカーとの間の特段の合意がない限り、著作権法別表に定められる額が適用される。

著作権法別表の報酬額を定めるに当たっては、各方面から意見を聴取するとともに、市販レコードへの録音使用料や放送使用料を参考としつつ、すべての機器・機材が著作物等の録音・録画に使用されていないことやタイムシフティングなどの要素にも配慮して決定された。

## 2. アメリカ合衆国における状況

## (1) 沿革

アメリカ合衆国においても、1980 年代前年において私的録音・録画に関して機器又は機材に一定の報酬を賦課することや私的録音・録画を適法とすることを目的とする法案が何度か議会に提出されたが、いずれも、メーカー、流通業者、消費者等の反対によって成立には至らなかった。また、1984 年のいわゆる「ベータマックス判決」(注)以降提出された法案は録音関係のみを対象とするようになり、録画については対象から除外されるようになった。

(注)「ベータマックス判決」

1976 年 11 月に、映画の著作権者が、録画機器メーカー等を被告として提起した裁判で、原告の主張は録画機器によるテレビジョン番組の録画は著作権侵害であり、録画機器メーカー等は、ビデオテープレコーダーの販売によって、この著作権侵害に対して、寄与侵害者として責任を有するとして、機器の製造・販売の差止め、損害賠償等を求めたものである。

第1審では、原告の敗訴、第2審では、原告の勝訴となり、連邦最高裁判所に上告されたものであるが、連邦最高裁判所は、1984年1月17日に判決を下し、録画機器によるテレビジョン番組の録画は、一般的に放送されているときに視聴できない番組を録画し、後で一度見るといういわゆる「タイムシフティング」のために行われており、実質的に著作権者の利益を侵害していないとして著作権法第107条の「公正使用」に当たるとし、録画機器メーカー等による販売は著作権侵害についての寄与責任を構成しないと判断を示した。

しかし、最近のデジタル録音機器の出現によって、再び音楽の著作権者等からデジタル録音機器による私的録音は著作権侵害であり、デジタル録音機器のメーカー等は、著作権侵害について寄与責任を有するとして、デジタル録音機器の製造・販売の差止めを求める訴訟が1990年7月ニューヨーク南部地区連邦地方裁判所に提起されるに至った。この訴訟は、その後取り下げられた（1991年7月）が、DAT、そして今後のDCC、MDなどのデジタル録音機器の出現に備えて、この問題を解決するために、1991年8月「1991年家庭内録音法」(Audio Home Recording Act of 1991)が議会で提案された。この法案については、録音機器メーカー、家電小売業者を含め広く関係者の支持を集めており、成立の可能性は高いと予想されている。

#### 4. イギリスの検討状況

イギリスにおいては、現行著作権法（1988年改正）でも一般に私的録音・録画を適法とする規定はないが、実態としては私的録音・録画が広く行われている。このような実態にかんがみ、1977年のウィットフォード委員会の報告書（Copyright and Designs Law, Cmnd. 6732）、1985年のグリーンペーパー（The Recording and Rental of Audio and Video Copyright Material, Cmnd. 9445）において、録音・録画用の機器又は機材に一定の賦課金を課する制度を導入する方向が示唆され、その後1986年には、通産省の「知的所有権と技術革新」(Intellectual Property and Innovation, Cmnd. 9712)と題する報告書（いわゆるホワイトペーパー）において録音用の機材に一定の賦課金を課することが現実的な解決策であるとの見解が示された。

このホワイトペーパーでは、1) 私的録音の実態に照らして現状を放置することは、ベルヌ条約第9条の精神に反するものであって、私的録音について権利者は一定の報酬を受けべきであること、2) この報酬については録音用の機材に賦課金を課するのが現実的な解決策であること、3) この賦課金制度によって、公衆は適法に私的録音ができるようになる、という結論が示されていた。ここにいう賦課金の性格は、著作物等の使用料であると考えられていた。なお、私的録画については、その実態がほとんどタイムシフティングであるという考え方に立って賦課金を課すことから除外しているが、今後の実態の推移によって、保存され、繰り返し視聴されるような態様が一般的に見られるときは、録画用機材についても対象とすることが考えられていた。

しかしながら、1988年の著作権法改正では、このような対策は採用されず、政府としてはむしろ消費

者の利益を重視する考え方に立って、当分の間、制度の導入をする意思はないことを明らかにしている。なお、1988年の法改正ではタイムシフティングのための私的録画は適法であることが明記された。

## 第4章 報酬請求権制度の在り方

### 4. 報酬を支払うこととなる対象の範囲について

#### (1) 録音又は録画

著作物等の利用という観点からは、家庭内で複製物が総体としては大量に作成される点において、私的録画も私的録音と同様であり、その観点からは、報酬請求権制度の対象として、私的録音と私的録画を区別する理由はないと考えられる。

この点に関して、私的録音・録画の理由として、タイムシフティング（例えば、留守番録音・録画のように見たい番組、聞きたい番組をその放送時間には見たり、聞いたりできないため、録音又は録画して、見たり、聞いたりすること）や、プレースシフティング（例えば、通勤途中で聞いたり、自動車内で聞いたりするために、携帯用又は自動車用の再生機器で使用できるように録音すること）を目的とする場合があります、特に、私的録画についてはタイムシフティングとの関係から、権利者の実質的な不利益の点において私的録音と同一視できないという意見がある。しかし、私的録音・録画のすべてが、タイムシフティングやプレースシフティングを目的とするものではなく、かつ、録音・録画後すべてが消去されるとは限らないところから、この点についての評価が直ちに本制度の対象から録音又は録画を除外するかどうかの判断に結び付けるのは適当でないとする意見があった。

ただし、タイムシフティングについては、その実態を勘案し、私的録音・録画による著作物等の享受という点におけるユーザーの実質的な利益の程度や権利者の実質的な不利益の程度を考慮すれば、報酬額の決定においてこの点について配慮する必要があるという指摘がある。

## 第5章 結論

### 第2節 今後の進め方について

1. これまでの検討結果を踏まえて、本小委員会としては、報酬請求権制度を導入すべきであるとの考え方に立って、さらに、報酬請求権制度の具体化を図るに当たっては、私的録音及び私的録画の実態に留意しつつ、今後、次のような点について検討し、解決することが必要であるとする。

#### (1) 略

#### (2) 報酬額の定め方

- 1) 報酬額の定め方に関して定額方式によるのか、定率方式によるのかという点
- 2) 録音・録画機器・機材に係る具体的報酬額

なお、報酬額に関して、レコードレンタルと私的録音との密接な関係から、レコードレンタルの著作物使用料等は、私的録音を勘案しながら定められているのではないかとの意見や、私的録画の目的の中

では、タイムシフティングが多く、タイムシフティングは権利者に実質的な不利益を生じさせていない  
ではないかとの意見もあることから、関係者の協議において具体的な額を定めるに当たっては、これら  
の意見についても検討する必要がある。